

①

平成26年12月1日招集

埼玉県議会定例会議案

目

次

	頁
第 1 2 6 号議案 平成 2 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 5 号）	1
第 1 3 9 号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成 2 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 4 号））	47

第 1 2 6 号議案

平成 2 6 年度埼玉県一般会計補正予算（第 5 号）

平成 2 6 年度埼玉県一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,245,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,797,544,710千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の追加は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		185,592,492	2,383,824	187,976,316
	1 国庫負担金	108,430,908	1,462,835	109,893,743
	2 国庫補助金	70,935,295	920,989	71,856,284
10 財産収入		11,100,129	3,118	11,103,247
	1 財産運用収入	7,118,985	3,118	7,122,103
12 繰入金		89,948,335	273,886	90,222,221
	2 基金繰入金	86,387,412	273,886	86,661,298
13 繰越金		737,116	1,223,069	1,960,185
	1 繰越金	737,116	1,223,069	1,960,185
15 県債		344,259,000	362,000	344,621,000
	1 県債	344,259,000	362,000	344,621,000
歳入	合計	1,793,298,813	4,245,897	1,797,544,710

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		125,144,094	8,895	125,152,989
	8 防災費	4,663,086	8,895	4,671,981
4 衛生費		52,008,432	3,744,315	55,752,747
	1 公衆衛生費	27,209,476	93,946	27,303,422
	4 医薬費	9,995,278	3,650,369	13,645,647
8 土木費		108,650,689	718,081	109,368,770
	4 都市計画費	16,454,636	718,081	17,172,717
9 警察費		139,089,371	△225,394	138,863,977
	1 警察管理費	128,469,440	△225,394	128,244,046
歳出	合計	1,793,298,813	4,245,897	1,797,544,710

第2表 継続費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	8 防災費	県庁舎非常用都市ガス発電機等整備事業費	1,258,854	平成26年度	8,895
				平成27年度	333,248
				平成28年度	916,711

変 更

(単位 千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	大宮警察署等庁舎建設費	6,050,421	平成26年度	466,787	6,050,421	平成26年度	241,393
				平成27年度	2,254,916		平成27年度	1,093,359
				平成28年度	3,328,718		平成28年度	3,194,015
							平成29年度	1,521,654

第3表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土 木 費	4 都 市 計 画 費	新たな森建設費	357,870

第4表 地方債補正

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県単独公園事業	1,634,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	2,172,000		(補正前に同じ。)	
警察署庁舎建設事業	1,469,000	同上	同上	同上	1,293,000		(同上)	

平成26年12月1日提出

埼玉県知事 上田清司

第139号議案

専決処分の承認を求めることについて

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

平成26年12月1日提出

埼玉県知事 上 田 清 司

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成26年11月25日

埼 玉 県 知 事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,547,984千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,793,298,813千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		183,044,508	2,547,984	185,592,492
	3 委託金	3,678,305	2,547,984	6,226,289
歳入合計		1,790,750,829	2,547,984	1,793,298,813

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		122,596,110	2,547,984	125,144,094
	7 選挙費	645,277	2,547,984	3,193,261
歳出合計		1,790,750,829	2,547,984	1,793,298,813